Fon 光コース契約約款

フォン・ジャパン株式会社(以下「当社」といいます)は、Fon 光 サービス会員規約の個別規定として、Fon 光コース契約約款を以下 の通り定めます。Fon 光コースには、Fon 光サービス会員規約と Fon 光コース契約約款があわせて適用されます。

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、この Fon 光コース契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これにより Fon 光コース(当社がこの約款以外の契約 約款を定め、それにより提供するものを除きます)を提供します。

第2条 (約款の変更)

- 1. 当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他 Fon 光コースの提供条件は、変更後の 約款によります。
- 2. 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

第3条 (用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
- (2) 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (3) 光インターネット 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより 符号の伝送交換を行うための電気通信回線 設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備 及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設 備をいいます。以下同じとします)
- (4) Fon 光 光インターネットを使用して行う電気通信サービス
- (5) Fon 光コース Fon 光会員サービスに Fon 光サービスを加えたサービス
- (6) でんわサービス 別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「NURO 光でんわ」 サービス
- (7) Fon 光取扱局 電気通信設備を設置し、それにより Fon 光に関する業務を行う当社の事業所
- (8) Fon 光コース取扱所 Fon 光コースに関する契約事務を行う当社の事業所(当社の委託により Fon 光コースに関する契約事務を行う者の事業所を 含みます)
- (9) 取扱局交換設備 Fon 光取扱局に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます)
- (10) Fon 光コース契約 当社が利用者に対し Fon 光コースの提供を行うことを内容とする契約
- (11) Fon 光コース申込み Fon 光コース契約の申込み
- (12) 申込者 Fon 光コース契約の申込みをした者
- (13) 契約者 当社と Fon 光コース契約を締結した者
- (14) 契約者回線 Fon 光コース契約に基づいて Fon 光取扱局内に設置された取扱局交換設備と Fon 光コース 申込者が指定する場所との間に 設置される電気通信回線
- (15) 相互接続 当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業 法」といいます) 第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じ

とします)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信 事業者との間で電気通信設備の接続に 関し締結した協定をいいます。以下同じとします)に基づく接続

- (16) 相互接続点 相互接続に係る電気通信設備の接続点
- (17) 協定事業者 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
- (18) 契約者回線等 契約者回線及び契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
- (19) 回線終端装置 契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます)
- (20) 端末設備 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに 準ずる区域内を含みます)又は同一の建物内にあるもの
- (21) 自営端末設備 契約者が設置する端末設備
- (22) 自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (23) 収容 Fon 光取扱局 その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されている Fon 光取扱局
- (24) 技術基準等 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
- (25) 利用の一時中断 Fon 光コースに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
- (26) Fon 光コース利用権 契約者が Fon 光コース契約に基づいて、Fon 光コースの提供を受ける権利
- (27) 利用料金 約款の規定により契約者に支払っていただく Fon 光コースの基本月額料金
- (28) Fon 光コースを全く利用できない状態 Fon 光コース契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
- (29) 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25 年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

第2章 契約

第4条 (契約の成立)

- 1. Fon 光コース契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従い Fon 光コース申込みをし、当社が 当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
- 2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が 適当と認める 方法で会員に通知するものとします。

第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1のFon光コース契約を締結します。

第6条(契約者回線の終端)

- 1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、 堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。
- 3. 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を別紙料金表に定めるところにより提供します。

第7条(Fon 光区域)

当社は、当社が別途定めるところにより Fon 光区域を設定します。

第8条(収容 Fon 光取扱局)

- 1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所が Fon 光区域内であるとき、その Fon 光区域内の Fon 光取扱局であって、当社が指定する収容 Fon 光取扱局に収容します。
- 2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又は Fon 光に関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容 Fon 光取扱局を変更することがあります。

第9条(Fon 光コース申込みの方法)

Fon 光コース申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書に記載し Fon 光コース取扱所に提出していただきます。

- (1) Fon 光コースのコース種別等
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他 Fon 光コース申込みの内容を特定するための事項

第10条 (Fon 光コース申込みの承諾)

- 1. Fon 光コース契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾 の意思表示を した時点で契約が成立するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があると きは、受け付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等 の提出を求めることができるものとします。
- 2. 当社は、次の場合には、Fon 光コース契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
- (2) Fon 光の提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が利用料金、Fon 光コースの利用に必要な費用又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき。
- (5) 第49条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他 Fon 光コースに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 当社が不適当と判断したとき。

第11条(契約者回線の異経路)

当社は、当社が適当であると判断した場合、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます)により設置します。

第12条 (契約者の地位の承継)

- 1. 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を 承継した法人 は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、Fon 光コース取扱所に届け出ていただき ます。
- 2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第13条 (契約者の氏名等の変更)

- 1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに Fon 光コース 取扱所に届け出ていただきます。
- 2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

第14条 (その他の契約内容の変更)

- 1. 当社は、契約者から請求があり(前二条に定める変更を含みます)、当社が承諾したときは、第9条(Fon 光コース申込みの 方法) 第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2. 当社は、前項の請求があったときは、第10条 (Fon 光コース申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

第15条 (契約者回線等の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

第16条 (Fon 光コース利用権の譲渡禁止)

Fon 光コース利用権は、譲渡することはできません。

第17条(契約者が行うFon光コース契約の解除)

- 1. 契約者は、あらかじめ Fon 光コース取扱所に通知して、Fon 光コース契約を解除することができます。
- 2. 前項に定める解除に基づく Fon 光の提供終了時点は、以下のいずれかから選択可能ですが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1) を選択した場合においても、利用料金の日割り計算対応は行っておりません。
- (1) 解除手続きが完了したときを終了時点とする。
- (2) 解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。
- 3. Fon 光コース契約を解除する場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、 契約者に負担していただきます。
- 4. 第1項の規定により、Fon 光コース契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第18条(契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則)

第17条 (契約者が行う Fon 光コース契約の解除) 1項の規定にかかわらず、Fon 光コース契約の解除とともに Fon 光サービス会員規約に定める退会を行う契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望する場合には、契約者が他社の電話サービスを 受けるために必要な電話工事が完了するまで、Fon 光コースの解除の効力は発生しないものとします。

第19条(当社が行う Fon 光コース契約の解除)

- 1. 当社は、第25条(利用停止)の規定により Fon 光コースの利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、Fon 光コース契約を解除することがあります。
- 2. 当社は、契約者が第25条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の 業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第25条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回 線等の利用停止をしないで Fon 光コース契約を解除することがあります。

- 3. 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、 Fon 光コース契約を解除することがあります。
- 4. 当社は、前三項の規定により Fon 光コース契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5. 契約者が「でんわサービス」を利用していた場合において、Fon 光コース契約が解除されたときは、Fon 光コース契約の解除によって「でんわサービス」で利用していた電話番号は失効し継続利用できなくなるものとし、契約者はこれを承諾します。この場合、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにより契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
- 6. 第1項乃至第3項の規定に従って Fon 光コース契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
- 7. 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
- 8. 第1項乃至第3項の規定により、Fon 光コース契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める 工事費の支払いを要します。

第20条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

- 1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、Fon 光コース契約を解除することがあります。
- 2. 当社は、前項の規定により、Fon 光コース契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第3章 端末設備の貸与等

第21条 (端末設備の貸与)

- 1. 当社は、Fon 光コースの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により貸与します。
- 2. 契約者は、第1項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその 状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承諾していただきます。

第22条(端末設備の取り替え) 当社は、端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、Fon 光コース契約を解除できるものとします。

第23条(Fon 光コース契約の解除に伴う端末設備についての契約者の義務)

- 1. 契約者は、Fon 光コース契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。この場合、端末設備の返還に要した費用は、契約者自身で負担するものとします。
- 2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第49条(利用に係る契約者の義務)第2項に規定する費用を支払うものとします。

第4章 利用中止等

第24条(利用中止)

- 1. 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます)。
- (2) 第26条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。 2. 当社は、前項の 規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周 知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づき協定事業者からの請求による場合は、 この限りではありません。

第25条(利用停止)

- 1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
- (1) 利用料金、Fon 光コースの利用に必要な費用又は工事に関する費用等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の光インターネット接続サービス契約の光インターネット 接続サービスの料 金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第49条(利用に係る契約者の義務)又は第50条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信 サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結 果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等か ら取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、約款の規定に違反する行為であって Fon 光コースに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備 等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第5章 通信

第26条 (通信利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名

気象関係

水防関係

消防関係

災害救助関係

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選举管理機関

当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第27条 (通信時間等の制限)

- 1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その 通信を制限、もしくは切断することがあります。
- 3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、Fon 光コースを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度 や通信量を制限することがあります。
- 4. 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第28条(通信時間の測定) Fon 光コースにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。
- (2) 前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第26条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第6章 料金等

第29条(料金及び工事等に関する費用)

- 1. 当社が提供する Fon 光コース料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。
- 2. 当社が提供する Fon 光コースの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
- 3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第30条 (利用料金の支払義務)

- 1. 契約者は、当社が Fon 光コースの提供を開始した日から起算して、Fon 光コース契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。
- 2. 第15条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定又は第25条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
- 3. 契約者は、次の場合を除き、Fon 光コースを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、Fon 光コ	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間
ースを全く利用できない状態が生じた場合に、	(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時
そのことを当社が知った時刻から起算して、2	間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Fon 光コー
4時間以上 その状態が継続したとき。	スについての利用料金。

4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第31条(定期契約型コース)

- 1. 当社は、別途定める料金コース(以下「定期契約型コース」といいます)について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型コースの利用開始月から起算して、定期契約型コース毎に当社が定める期間とします。
- 2. 契約者が、定期契約型コースについて、契約期間満了月の翌月(以下「契約更新月」といいます)以外の暦月に解約する場合、定期契約型コースの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。
- 3. 契約者が契約更新月に定期契約型コースを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
- 4. 第15条(契約者回線等の利用の一時中断)に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型コースの契約期間に変更はありません(利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 5. 第24条(利用中止)に基づく利用中止があっても、定期契約型コースの契約期間に変更はありません(利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 6. 第25条(利用停止)に基づく利用停止があっても、定期契約型コースの契約期間に変更はありません(利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 7. 契約者は、定期契約型コースを定期契約型コースでないコースに変更することはできないものとします。

第32条(工事費の支払義務)

- 1. 契約者は、Fon 光コース申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。
- 2. 前項に基づくサービス開始日以後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

第33条(異経路にかかる費用の支払義務)

契約者は、契約者回線を異経路とすることを希望し、当社が承認した場合、当社が別途定める料金を支払っていただきます。

第34条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、Fon 光コースに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続

きに関する料金を支払っていただきます。

第35条 (機器損害金の支払義務)

契約者は、当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合別紙料 金表に規定する機器損害金を支払っていただきます。

第36条(債権の譲渡)

当社は、約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部 を第三者に 譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとします。

第37条(料金の計算方法等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表通則に定めるところによります。

第38条(割増金)

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第39条(延滯利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、 支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合(閏年も365日とし て計算するものとします)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日 から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

第40条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

第41条 (契約者の維持責任

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第42条(契約者の切分責任)

- 1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備 を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の うえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、Fon 光取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請

求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税 相当額を加算した額を支払っていただきます。

第43条(修理又は復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、 第26条 (通信利用の制限等) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名		
	気象機関との契約に係るもの		
	水防機関との契約に係るもの		
	消防機関との契約に係るもの		
	災害救助機関との契約に係るもの		
1 警察機関との契約に係るもの			
	防衛機関との契約に係るもの		
	輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの		
	通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの		
	電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの		
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの		
	水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの		
	選挙管理機関との契約に係るもの		
2	別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの		
	預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの		
	国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます)		
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの		

第8章 損害賠償

第44条 (責任の制限)

- 1. 当社は、Fon 光コースを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その Fon 光コースを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、 その契約者が直接被った損害を賠償します。
- 2. 前項の場合において、当社は、Fon 光コースを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのFon 光コースの利用料金(そのFon 光コースの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3. 当社の故意又は重大な過失により Fon 光コースの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

第45条(免責)

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の

工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- 3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
- 4. 契約者が Fon 光コースの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の 契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責 任において当該請求又は訴 訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第46条(損害賠償額の上限)

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した利用料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第47条 (通信速度の非保証)

当社は、Fon 光コースの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める Fon 光コースの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第48条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが 著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が不適当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第49条(利用に係る契約者の義務)

- 1. 契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が Fon 光コース契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにFon 光コース取扱所に通知していただきます。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が Fon 光コース契約に基づき設置した電気通信設備に他の 機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (4) 当社に Fon 光コースの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、 建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6) 当社が Fon 光コース契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (7) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを 勧誘する行為又は 悪質な連鎖販売取引等)を行わないこと。
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (9) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。
- 2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用(別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします)を支払っていただきます。

第50条(契約者以外の者の利用に係る義務)

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して 責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末 設備又は自営 電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社 に対して責任を負うこと。 ア 第41条(契約者の維持責任) イ 第42条(契約者の切分責任)

第51条(サービスの提供範囲等)

- 1. 当社は、約款の規定による Fon 光コースを本邦内に限り提供します。
- 2. 当社が提供する Fon 光コースの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、 当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第52条(契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が Fon 光コース契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただく ことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社 の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によ りその設備を設置していただきます。

第53条(契約者の氏名等の通知)

当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者(その協定事業者と Fon 光コースを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第54条(協定事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第55条(契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者又は協定事業者に提供する場合を含みます)で利用します。

第56条(法令に規定する事項)

Fon 光コースの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第57条(技術的事項)

Fon 光における基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

第58条 (サービスの廃止)

- 1. 当社は、Fon 光コースの全部または一部を廃止することがあります。
- 2. 当社は、前項の規定により Fon 光コースを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第59条 (Fon 光コースに付随するサービス)

当社が別途定める Fon 光コースに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス(以下「付随サービス」 といいま す)を利用する契約者は、Fon 光コース契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービス を提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

別記

新聞社等の基準

区分	基 準	
	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社	
1 新聞社	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまね	
	く発売されること。	
	(2)発行部数が一の題号について8,000部以上であること。	
2 放送	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24	
事業者	号に規定する基幹放送局提供事業者	
	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備 えた日刊新聞紙に掲載し、又は放	
3 通信社	送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます)をいいます)を供給するこ	
	とを主な目的とする通信社	

別表 Fon 光コースにおける基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

別紙料金表

有線

通則

(料金の計算方法等)

- 1. Fon 光コースの料金及び工事に関する費用は、この Fon 光コース料金表(以下「料金表」といいます) に規定するほか、当社 が別に定めるところによります。
- 2. 当社は、契約者がその Fon 光コース契約に基づき支払う利用料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が Fon 光コース契約 ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします)に従って 計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3. 当社は、次の場合が生じたときは、Fon 光コース契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。
- (1)料金月の初日以外の日に Fon 光コースの提供の開始 (コース変更に伴う場合は除きます) があったとき。
- (2) 第30条 (利用料金の支払義務) 第3項の表の規定に該当するとき。
- (3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4. 3の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第30条(利用料金の支払義務) 第3項の表に規定 する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属す る暦日とします。
- 5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。 (端数処理)
- 6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五 入します。 (料金等の支払い)
- 7. 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 8. 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 (料金の一括後払い)
- 9. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 (前受金)
- 10. 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、 当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付 さないこととします。 (消費税相当額の加算)
- 11. 第30条 (利用料金の支払義務) から第35条 (機器損害金の支払義務) までの規定により料金表に定める料金及び工事に 関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 (注1) 11 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします) によるものとします。 (注2) この料金表において消費税相当額込 (税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします) と表示されていない額は、税抜価格とします。 (注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

12. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

1. 基本月額料金

コース種別	利用料金	備考
Fon 光(契約解除料なし)	3,980円(税抜)	
【定期契約型コース】	3,980円(税抜)	定期契約型コースの契約期間は2年とします。
Fon 光(契約解除料あり)		

- 2. 定期契約型コースの契約解除料 19,800円(税抜)
- 3. 工事費

区分	料金	備考
		30ヶ月の分割払いにてお支払いただきます。ただし、消費税の計算
		上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額とに差異が生じる場
		合がございます。
		分割手数料は無料です。
基本工事費	40,000円(税 抜)	分割払い期間中に解約(引っ越しによる解約の場合を含みます)され
		る場合は、お支払いただいていない残債額を一括でご請求させていた
		だきます。
土日祝		土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、派遣にかかる追加費用と
追加工事費	3,000円(税抜)	して基本工事費とは別にご請求させていただきます。
		解約時、光キャビネット、光コンセントおよび引込線(契約者回線の
回線撤去		うち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ(分岐装置)
工事費	10,000円(税 抜)	から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路) の撤去を
		ご希望の場合に請求します。
		宅内工事完了後、屋外工事前に契約を解除した場合、または、初期契
工事費(中	25,000円(税 抜)	約解除期間に契約を解除した場合に請求します。
断)		

- 4. 手続に関する料金 契約事務手数料 3,000円(税抜)
- 5. 機器損害金 11,000円(税抜) 注 屋内配線(引込線のうち屋内に設備する部分の配線)の利用料、回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものとします。
- ●項目毎に消費税相当額を加算し、各項目を合計します。なお請求時には、小数点以下を四捨五入します。

附則

この約款は、2020年10月1日から実施します。

Fon 光サービス会員規約 本則

フォン・ジャパン株式会社(以下「弊社」といいます)は、Fon 光サービス会員規約 本則(以下「本則」といいます)を、以下の通り定めます。

第1章 総則

第1条(定義)

本則における用語を以下の通り定義します。

- (1)「Fon 光サービス」とは、弊社が提供する各種サービスをいいます。
- (2) 「会員」とは、弊社が定める手続に従い Fon 光サービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人、法人またはこれに準じる団体をいいます。
- (3) 「利用資格者」とは、会員の持つ Fon 光サービス利用資格に基づいて Fon 光サービスの全部または一部を利用することを、弊社が承諾した会員の家族または社員等、 その他の個人をいいます。
- (4) 「個別規定」とは、各 Fon 光サービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定 には、弊社が随時通知またはホームページ上に掲示する条件 を含むものとします。
- (5) 「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (6) 「接続サービス」とは、Fon 光サービスのうち、弊社が提供する各種インターネット接続サービスをいいます。
- (7) 「接続サービス会員」とは、接続サービスの利用資格を有する会員をいいます。
- (8) 「ID 等」とは、弊社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他 Fon 光サービスを利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (9) 「他者提供サービス」とは、弊社が付与する ID 等を用いて利用する、弊社が指定する他者が提供する無償 または有償のサービスをいいます。
- (10) 「会員情報」とは、Fon 光サービスに関して会員または利用資格者が弊社に対して提供する、氏名、住所、 生年月日、カード番号等の、会員または利用資格者を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- (11)「履歴情報」とは、弊社に記録される会員および利用資格者による Fon 光サービスの利用履歴をいいます。

第2条(本規約の適用および変更)

- 1. 本則は、全ての Fon 光サービスおよび他者提供サービスの利用に関し適用されるもの とします。また、個別規定は、該当する Fon 光サービスの利用に関し適用されるものとします。
- 2. Fon 光サービスおよび他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定または他 者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できる ものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約 の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が第4条(解約・退会)に従って 該当する Fon 光サービスの利用を終了しない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第2章 申込・退会

第3条(利用申込)

- 1. Fon 光サービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、Fon 光サービスごとに弊社が別途指定する手続きに従って Fon 光サービスの利用を申込む ものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続が完了した時点で該当する Fon 光サービスの 利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。
- 2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則および該当する他者提供サービスに関する規定 を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込むものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. 18 歳以上の未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人である Fon 光サービスまたは他者提供サービス の利用希望者は、親権者、成年後見人、保佐人または補助人、その他の法定代理人から事前に同意を得た上で 前三項に述べる手続に従って、Fon 光サービ スまたは他者提供サービスの利用を申込むものとします。
- 4. 本条に定める申込みについて、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者 が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は その申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
- (2) 利用申込にあたり、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカードついて、クレジットカード会社または収納代行会社等により利用停止処分等を受けている場合。
- (3) 過去に、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- (4) 過去に、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納 または不当にその支払い を免れる行為をした場合。
- (5) 利用申込者が、18 歳未満の未成年である場合、または 18 歳以上の未成年で、法定代 理人の同意を得ていない場合。
- (6) 利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、 保佐人または補助人の同意を得ていない場合。
- (7) 不適切または不正な申込み等、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みである と弊社が判断した場合。
- (8) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が判断した場合。

第4条 (解約・退会)

- 1. 各 Fon 光サービスを利用する会員が、弊社所定の手続に従って、当該各 Fon 光サー ビスの終了を申し入れた場合、別途弊社が定める日をもって、当該各 Fon 光サービスを 利用する会員と弊社との間の当該 Fon 光サービスに関する利用契約は解約され、当該 Fon 光サービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、料金の日割りによる 計算は行いません。
- 2. 他者提供サービスを利用する会員は、弊社または当該他者所定の手続に従って、当該他 者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。
- 3. 前二項に従い、各 Fon 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該各 Fon 光サービスまたは当該他者提供サービスを利用する会員は、当該各 Fon 光サービスまたは当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する弊社 または弊社が指定する他者に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお、弊社は、各 Fon 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負わないものとします。

第5条 (Fon 光サービス利用資格の停止および失効)

1. 会員または利用資格者が以下の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社

は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の Fon 光サービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させ ることができるものとします。

- (1) 会員または利用資格者について、第3条(利用申込)第5項各号に該当した場合。
- (2) 会員または利用資格者が第 22 条 (禁止事項) 第1項各号に定める禁止行為を行った場合。
- (3) 会員により、Fon 光サービスまたは他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行が あった場合。
- (4) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
- (5) 会員または利用資格者が本則または該当する個別規定に違反した場合。
- (6) 会員または利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たした場合。
- (7) 会員が死亡した場合。
- (8) 会員が権利能力を失った場合。
- (9) その他、会員もしくは利用資格者として不適切、または Fon 光サービスもしくは他者提供サービスの提供に 支障があると弊社が判断した場合。
- 2. 前項の規定に従い、何れかの Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した Fon 光サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。
- 3. 弊社は、会員の Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止、失効また は終了した場合であっても、会員によって既に支払われた Fon 光サービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 4. 会員が弊社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用する Fon 光サービスの全部または一部、または他者提供サービスの全部または一部について、その利用資格の停止または失効となった場合、弊社は、当該会員が締結する他のすべての契約に基づいて利用する Fon 光サービスまたは他者提供サービスの全部または一部についても、その利用資格を停止または失効させることができるものとします。
- 5. 本則または各個別規定の定めに従って会員が Fon 光サービスおよび他者提供サービス の利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

第3章 Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用・提供

第6条(設備等の準備)

- 1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する Fon 光サービスまたは他 者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものと します。
- 2. 弊社は、会員または利用資格者が Fon 光サービスまたは他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、Fon 光サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条(Fon 光サービスまたは他者提供サービスの提供)

弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとします。但し、個別規定で定める個々の Fon 光サービスの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴う Fon 光サービスの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該 Fon 光サービスの利用資格を有する会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。

第8条(Fon 光サービスおよび他者提供サービスの利用)

- 1. Fon 光サービスおよび他者提供サービスは、その利用資格を有する会員および利用資格者のみが利用できるものとします。会員は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用資格を得た後に、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用条件または利用内容を変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
- 2. 会員は、本規約に従って Fon 光サービスを利用するものとします。
- 3. 会員は、Fon 光サービスと同時にまたはこれに関連して Fon 光サービスおよび他者 提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、Fon 光サービスおよび他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
- 4. 会員は、自己の有する資格に基づいて Fon 光サービスまたは他者提供サービスを利用する利用資格者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、 当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。 万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者による Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な 措置を取るものとします。
- 5. 会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用資格者が Fon 光サー ビスまたは他者提供 サービスを通じて発信する情報、および自己または利用資格者による Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を 与えないものとします。
- 6. Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用に関連して、会員もしくは利用資格者が 他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用資格 者と他の会員または第三者(他者提供サービスを提供する他者も含みます)との間で紛争 が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第9条(料金および支払い)

- 1. 会員は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって、別途弊社が定める 利用料金等の料金を、 別途弊社の定める方法により支払うものとします。
- 2. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める 料金およびその支払 い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊 社のホームページ上に掲示することにより、会員 への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更 に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が第4条(解約・退会)に 従って該当する Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用の終了を申し入れない場合、会員によってか かる変更は承認されたものとみなします。

第10条(弊社が管理する設備の修理または復旧)

- 1. Fon 光サービスの利用中に会員が弊社の管理する設備、システムまたは Fon 光サービ スに異常、故障または 障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理または Fon 光サービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
- 2. 弊社の管理する設備、システムまたは Fon 光サービスに異常、故障または障害が生じ あるいは弊社の管理 する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、Fon 光サービスを 提供できないことを弊社が知った場合、 弊社は速やかにその設備またはシステムを修理し、Fon 光サービスを復旧するよう努めるものとします。

第11条 (Fon 光サービスの提供の制限)

- 1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむ テムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむ を得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員および利用資格者に対する Fon 光サービスまた は他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規 定により Fon 光サービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知ま たは弊社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる Fon 光サービスまたは他者提供サービス の提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。
- 2. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員および利用 資格者に対する Fon 光サービスまたは他者提供サービスの提供 の全部または一部を制限することができる ものとします。
- (1) 電気通信事業法第8条に従い災害の予防または救援、交通、通信または電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合。
- (2) 法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。
- (3) その他弊社の責に帰すべからざる事由による場合。
- 3. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への会員および利用資格者からの閲覧要 求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部 の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
- 4. 弊社は、会員および利用資格者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる弊社所定の 電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限 することができるものとします。
- 5. 弊社は、前各項の Fon 光サービスまたは他者提供サービスの提供の制限によって生じ た会員および利用資格者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第4章 接続サービス

第12条 (接続サービスの利用者)

接続サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。

(1) 接続サービス会員が個人である場合においては、当該会員本人のみ。ただし、弊社が別途承諾している場合は、利用資格者も利用者とします。

第13条 (著作権)

- 1. 会員は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社が会員に提供する情報 (映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします)に関する著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
- 2. 会員は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて弊社から提供される情報を 自己の私的利用の目的 にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や 一般公衆が閲覧できるホームページ等へ の掲載などを行ってはならないものとします。

第14条 (禁止事項)

- 1. 会員は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。 (5) 猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、 掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結 の勧誘を行う行為。
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- (10) 公職選挙法に違反する行為。
- (11) Fon 光サービスを通じてまたは Fon 光サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、法人が自己の事業において弊社の接続サービスを利用する場合等、弊社が別途認める場合は、Fon 光サービスを通じて または Fon 光サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為のために接続サービスを利用することができるものとします。
- (12) Fon 光サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (13) 無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員もしくは 第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌 がらせメール)を送信する行為。
- (14) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (15) 他の会員になりすまして Fon 光サービスまたは他者提供サービスを利用する行為。 (16) 違法行為 (違法な 賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等 を含みますがこれらに限られません) を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引 (他人に依頼することを含みます) する行為。
- (17) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の

手段等を紹介するなどの行為。

- (18) 法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐等)に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (19) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (20) 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為。
- (21) その他、弊社が不適切と判断する行為。
- 2. 前項第 11 号ただし書の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための接続サービスの利用について、本則および個別規定に基づく接続サービス会員 の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。

第15条 (ID 等の管理)

- 1. 会員は、ID 等の管理責任を負うものとします。
- 2. 会員は、ID 等を利用資格者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
- 3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
- 4. 会員による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は会員 が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による ID 等の使用により発生した Fon 光サービスの料金等については、かかる第三者による ID 等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該 ID 等の管理責任を負う会員の負担とします。
- 5. 会員は、ID 等の失念があった場合、または ID 等が第三者(利用資格者を除きます。以下本条において同じとします)に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6. 会員は、会員の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により会員の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第6章 会員の提供情報・会員情報

第16条(会員の発信・提供する情報)

- 1. 会員または利用資格者が、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じてインター ネット上で発信または 提供した情報(映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします) に関連して、他の会員もしくは第三者 との間で紛争が生じた場合、または他の会員もしく は第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己 の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害 を与えたりし ないものとします。
- 2. 弊社は、会員または利用資格者が Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信 または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除するまたは弊社の 指定する者に削除させることができるものとします。
- (1) 会員または利用資格者が第 22 条 (禁止事項) 第1項各号に定める禁止行為を行った場合。
- (2) Fon 光サービス、他者提供サービスまたは弊社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると 弊社が判断した場合。
- (3) 会員もしくは利用資格者により Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報量が、当該会員または利用資格者に割り当てられた弊社の管理する設備およびシステム

の所定の記録容量を超過した場合。

- 3. 前項の規定にもかかわらず、弊社は、会員または利用資格者により Fon 光サービスまたは他者提供サービス を通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項各 号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。
- 4. 弊社は、会員もしくは利用資格者により Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したことも しくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該会員もしくは当該利用資格者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
- 5. 弊社は、会員または利用資格者により、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報に関する保存および消失について、一切責任を負わないものとします。

第17条(会員情報の取扱い)

- 1. Fon 光サービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、第3条(利用申込)の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
- 2. 会員が既に弊社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
- 3. 弊社は、会員情報および履歴情報を、個人情報保護管理者の責任のもとで善良なる管理 者としての注意を払って管理いたします。
- 4. 会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを 提供する目的のため に、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
- 5. 会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、Fon 光サービスまたは他者提供サービスを 提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号および第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
- (1) 弊社が会員または利用資格者に対し、Fon 光サービスもしくは他者提供サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
- (2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または会員がアクセスした弊社のホームページ上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。
- (3) 弊社が、Fon 光サービスまたは他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析 を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
- (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
- (5) 第9条(料金および支払い)に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。
- (6) 会員または利用資格者から事前に同意を得た場合。
- 6. 前項第2号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報を利用しての弊社 からの情報の提供や 問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる会員の請求 に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対する Fon 光サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
- 7. 会員は、利用資格者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による 当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用資格者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連

して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用資格者に損害が発生した場合または利用資格者との間で紛争が生じた場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。

- 8. 会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手 続きに従ってかかる 照会または変更を請求するものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。
- 9. 弊社は、会員からの会員情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、本則の 末尾に定める光イン ターネットサポートデスクにて受付けるものとします。

第6章 免責等

第18条(免責)

- 1. 弊社は、Fon 光サービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに会員および利用資格 者が Fon 光サービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 2. Fon 光サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、Fon 光サービスを通じて登録、 提供または収集された会員または利用資格者の情報の消失、その他 Fon 光サービスに関連して発生した会員の損害について、弊社は本則または個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
- 3. 弊社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員が Fon 光サービスの全部または 一部を利用できない ことにつき、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 弊社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴 い、会員に生じた損害について一切その責任を負わないものとします。

第19条(損害賠償に関する特則)

- 1. 弊社の責に帰すべき理由により、会員または利用資格者が各 Fon 光サービスを全く利 用できないために当該会員または当該利用資格者に損害が発生した場合、当該会員または当該利用資格者が各 Fon 光サービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して 24 時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該会員または当該利用資格者の各 Fon 光サービス利用不能時間数を 24 で除した商(小数点 以下の端数は切り捨てます)に、実際に利用が不能となった当該会員または当該利用資格者の各 Fon 光サービスの月額の利用料金(基本料金または固定料金)の 30 分の 1 を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員または当該利用資格者に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由から会員または利用資格者に生じた損害、弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員または利用資格者の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
- 2. 前項に定める各 Fon 光サービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委 託している電気通信 事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社が会 員または利用資格者に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該電気通信事業者、他 の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から弊社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、弊社 から個々の会員に(または会員を通じて利用資格者に)対して支払われるべき賠償金額については、前項に定 める規定の適用を妨げるものではないものとします。
- 3. 前項において、賠償の対象となる会員または利用資格者が複数ある場合で、弊社からの 賠償金額の合計が、 弊社が電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第 三者から受領した損害賠償額を超える

場合、賠償の対象となる各会員または各利用資格者への弊社の賠償金額は、弊社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。

第7章 雑則

第20条(債権譲渡)

弊社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、会員は、これを あらかじめ承諾するものとします。

第21条(譲渡禁止)

会員は、弊社が別途定める手続きによる場合を除き、または弊社の事前の同意を得ること なく、会員たる地位 ならびに本規約上会員が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第22条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

第23条(協議解決の原則および管轄裁判所)

- 1. Fon 光サービスに関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。
- 2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、○○地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とします。

付則

この規約は 2020 年 10月 1日から実施します。

【お問い合わせ窓口】

フォン・ジャパン株式会社

Fon 光サポートセンター: 0120-966-486

[受付時間] 13:00~17:00 (土日祝と1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)